錦江町農業委員会11月定例会会議録

- 開催日時 令和2年11月25日(水) 午後1時30分から
- 開催場所 本庁2階会議室
- 出席委員(農業委員13人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内薗 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内薗 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席委員委員 1 0番 鍋委員農地利用最適化推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 知幸

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読 5番 鳥越委員
- 3、会長あいさつ
- 4、議事
 - 第1 議事録署名委員の指名について 8番・9番
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第32号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第33号 農地法第4条許可申請について
 - 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(所有権移転)の錦江町町に対する要請について
 - 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地 利用集積計画(利用券設定)の錦江町町に対する要請について
 - 議案第36号 非農地証明願いについて
 - 議案第37号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局長

皆さん姿勢を正してください。一同 礼。それでは令和2年11月の錦江町 農業委員会定例総会をただいまから始めたいと思います。農業委員会憲章朗読 を、5番の鳥越委員、よろしくお願いします。

○鳥越委員

錦江町農業委員会検証、私たち農業委員会は、農業農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理感を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって以下の、憲章を遵守することを誓います。一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村、基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼にこたえます。一つ、農業委員会は、食料の自給率と、自給力を維持向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、規参入の促進に努めます。一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

○事務局長

ありがとうございました。では、会長挨拶をよろしくお願いします。

○会長

皆さんこんにちは。ことしも残りわずかとなっておりますが、コロナ始まって、まだ終息が見えない状態で、今先ほどもありましたが、鍋員が、コロナの影響で、旅行に行ってまだ2週間たっていないということで、今日は欠席ということであります。それと水流推進委員が遅れるということでありますので、よろしくお願いいたします。それではただいまより、令和2年11月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は鍋委員が欠席をしておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定による、本日の会議録署名人には8番、貫見委員と、9番、内薗委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局から説明と報告をお願いいたします。

○事務局長

はい、それでは会務報告を、報告をさせていただきます。1ページを御覧いただきたいと思います。まず11月4日ですけれども、大隅地区農業委員会事務局長会議が開かれております。会場は垂水市役所でございました。翌5日ですが、常設審議委員会がございまして、山下書記が出席しております。10日、市町村農業委員会事務局長等会議が鹿児島市で開催されたところです。19日、第1回臨時議会が本庁で開催され、私が出席しております。20日、現地調査、4条並びに非農地判断の現地確認をしております。ここに4条転用しか書いてございませんが、ここに非農地判断も漏れておりますので、非農地判断を追加していただければと思います。そして本日ですけれども、農業委員会の11月定例総会ということでございます。会務報告は以上です。

○会長	ただいま会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。それでは、付議事項に入
	ります。議案第32号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。説
	明をお願いいたします。
○事務局長	資料は3ページを御覧いただきたいと思います。まず、受付番号8番ですが、
	譲渡人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては城元字水
	ノ迫 5,055-1、地目は台帳現況ともに畑でございます。地積が 1,858 m²とな
	っております。譲受人は○○さん、厚ヶ瀨自治会の方でございます。続いて受
	付番号9番ですけれども、譲渡人が○○さん、皆倉自治会の方でございます。
	申請地につきましては、神川字小辻 4,364-1、地目は台帳現況ともに畑でご
	ざいます。地積につきましては 1,677 m²となっております。譲受人は○○さん、
	皆倉自治会の方でございます。2件とも売買ということでございます。説明は
	以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号8番について調査報告
	を、宿利原委員お願いいたします。
○宿利原委	報告いたします。譲受人の○○さんは、林業を中心に、農業をされておりま
員	す。また錦江町の認定農家でもあります。よろしくお願いします。以上です。
○会長	続いて受付番号9番についての調査報告をお願いします。
○事務局長	水流委員がまだ到着しておりませんので、事務局のほうで説明します。
○折久木書	9番について説明いたします。譲受人の○○さんですが、○○さんの息子さ
記	んであります。この物件は10数年前に父親の○○さんのほうが、売買による
	購入をされていましたが名義を変えてなかったということで、所有者の○○さ
	んのほうから名義を変えてくれということで、今回、○○ではなくて、後継者
	の○○さんのほうに名義を変えたいという申請であります。金額のほうが○○
	円で購入をされたということでした。〇〇さんのところは、お父さんは大工さ
	んもされていますけど、〇〇さんが畜産業を継いでおられて、一生懸命されて
	いらっしゃる方です。経営面積それから、機械、あと従事日数ともに、条件を
O A F	クリアしているので、大丈夫と思います。
○会長	ただいま事務局の説明と、委員から報告ありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	8番の金額はいくらですか。
○宿利原委員	〇〇円です。
○会長	ほかにありませんか。
○ <u></u> ◆ → → → → → → → → → →	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第32号採決いたします。お諮りします、
O 7: P	議案第 32 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんかん。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第32号については、原案のとお

	りかよファルアルナルと 物に 業安盛 20 日「曲地汁煙 4 名並可由誌」で
	り決することに決定しました。次に、議案第33号「農地法第4条許可申請に
	ついて」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は7ページを御覧いただきたいと思います。受付番号は6番でご
	ざいます。申請者は○○さん、神川中自治会の方でございます。申請に係る土
	地につきましては神川字牧原一7,151-1、地目につきましては台帳現況とも
	に畑でございます。申請に係る地籍でございますが、18,817 ㎡のうち 1,555
	㎡となっております。転用目的は畜舎並びに資材置き場ということでございま
	す。転用の理由といたしましては、規模拡大による畜舎の建設及び飼料を保存
	するための資材置き場の確保となっておるところです。位置図・現況図につい
	ては、8ページから13ページにわたって添付してございますので、お目通し
	をお願いしたいと思います。ちなみに8ページが町内の位置図ですね、それか
	ら9ページが詳細な位置図、10ページが測量図のようなものですね、10ペー
	ジ・11 ページ同じでございます。そして 12 ページが写真を白黒ですけれども、
	こういった形状になっているというところ、そして 13 ページが畜舎の設計図
	となっております。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、宿利原委員の調査報告をお願いいたします。
○宿利原委員	20日の日に、事務局2名と委員長の宿利原さんと4名で現地に行きました。
	○○さんも、まだ就農して2年目ぐらいですが、やる気のある青年でございま
	す。よろしくお願いします。以上です。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の調査報告ありましたが
	質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第33号を採決いたします。お諮りしま
	す、議案第33号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第33号については原案のとお
	り許可することに決定しました。次に議案第34号「農業経営基盤強化促進法
	第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請につ
	いて」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は15ページを御覧いただきたいと思います。農用地利用集積計
	画の所有権移転でございます。まず、譲渡人ですが、○○さん大阪府の方でご
	ざいます。申請にかかる土地が、馬場字染川 4,391-2、地目につきましては台
	帳現況ともに、田でございます。地積が 1,062 m²となっております。譲受人は、
	○○さん、笹原自治会の方でございます。位置図につきましては次のページ、
	16ページに付けてございますので、お目通しをお願いしたいと思います。以
	上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号4番について、鈴委員の報告をお願
	いいたします。

○鈴委員	○○さんは認定農業者でございまして、カライモづくりに一生懸命頑張って
	いる若い青年でございます。ここの現地は畑の部分〇〇円で買ったということ
	でございまして、ちょっと上のほうに、山として付いているところを〇〇円と
	いうことで買いましたということでございました。以上です。
○会長	ただいま事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありませ
	んか。
○委員	#L
○会長	「質疑なしと認めます。これから議案第 34 号を採決いたします。お諮りしま
	す。議案第34号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	
	 許可することに決定しました。次に、議案第35号「農業経営基盤強化促進法
	第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請につ
	いて」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおり、この議案は、
	132 筆の審議となっており、また委員の退席を求めなければならない案件もあ
	ることから、12回に分けて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
○委員	異議なし
○会長	異議なしと認めます。それでは議案第 35 号のうち受付番号 282 番から 286
	番について説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明をさせていただきます。資料は 18 ページでございます。
	まず受付番号 282 番でございますが、貸し人は○○さん、愛知県の方でござい
	ます。申請地につきましては神川字カヤガ迫 6,110-2、現況地目は畑でござい
	ます。地籍につきましては 4,415 ㎡となっております。貸付の期間につきまし
	ては令和2年12月1日から令和7年12月14日までとなっており、小作料金
	は○○円となっております。借り人は○○さん、笑喜自治会の方でございます。
	続いて 283 番でございますが、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。
	申請地は神川字下大牧 5,962-1、地目は畑、地積が 7,166 ㎡でございます。
	貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日までで、
	貸付料金は○○円となっております。借り人は先ほどと同じく○○さん、笑喜
	自治会の方でございます。続いて 284 から 286 につきましては、貸し人が○○
	さん、協和自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通しいただき
	たいと思います。3 筆合わせまして 7,466 m²となっております。貸し付けに関
	しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日までとなっております。
	小作料金もそこに明示してございますので、お目通し願いたいと思います。借
	り人は同じく○○さん、笑喜自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号 282 番から 286 番については、私の
	しはるで却生ないたします。この〇〇としは堅芸しなってわりますが、工し土田
	ほうで報告をいたします。この○○さんは野菜となっておりますが、干し大根 と高菜とカライモと牛が2頭であります。労働力は二人となっておりますが、

	にノいけがわりナーマークトでやってわりナナー 何く明瞭けないなし用われナ
	近くに妹がおりまして、3人でやっております。何ら問題はないかと思われませる。
	すので、よろしくお願いいたします。ただいま、私のほうで報告をしましたが、
0.7.11	質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 282 番から 286
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号282
	番から286番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号282番か
	ら 286 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 287 番から 296 番について審議いたします。説明をお願
	いいたします。
○事務局長	はいそれでは、287番から説明させていただきます。貸し人のほうは○○さ
	ん、神奈川県の方でございます。申請地につきましては神川字原田 3,220、地
	目が田、地積が 1,271 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2
	年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につき
	ましては○○円、借り人は○○さんでございます。続いて 288 番ですが、貸し
	人は○○さん、神川新町の方です。申請地につきましては、神川字寺ノ上
	4,860-5、地目が畑、地積が1,495 ㎡となっております。貸し付けに関しまし
	ては、令和2年12月15日から令和7年12月14日までとなっており、小作料
	金は○○円となっております。借り人は○○さんでございます。続いて 289
	番ですが、貸し人が○○さん、兵庫県の方でございます。申請地につきまして
	は神川字原田 3,227、地目が田、地積は 1,023 ㎡でございます。貸し付けに関
	しましては令和2年11月26日から令和5年12月14日までで小作料金は籾を
	○○俵となっております。借り人は○○さんでございます。続いて 290 番です
	が、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては神川
	字寺ノ上 4,881-1、地目は畑、地積が 2,954 ㎡となっております。貸し付け
	に関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日までで、小作料金
	は○○円となっております。借り人は同じく、○○さんでございます。続いて
	291 番ですが、貸し人は○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきま
	しては神川字山頭、4,705、地目が畑、地積が3,875 ㎡となっております。貸
	し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日までで、小
	作料金は○○円となっております。借り人は○○さん、神川上の方でございま
	す。続いて 292 番ですが、貸し人が○○さん、神川新町の方でございます。申
	請地につきましては神川字桂巻 5,103-1、地目が畑、地積が 2,723 ㎡。貸し
	付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料
	金は○○円となっており、借り人は○○さんでございます。19ページに移り
	たいと思います。293番、貸し人が〇〇さん、桜原自治会の方でございます。
	in class of a see at g com o o clot is main a color of a

	申請地につきましては神川字東道原二4,072-2 でございます。地目が畑、地籍
	が 3,020 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日か
	ら令和5年12月14日まで、小作料金が○○円。借り人が○○さんとなってお
	ります。続いて 294 番と 295 番ですが、貸し人が○○さん、皆倉自治会の方で
	ございます。申請地の2筆についてはお目通しお願いします。2筆合わせて地
	積が3,869 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15
	日から令和5年12月14日まで、小作料金につきましてはそれぞれ1筆目が〇
	○円、2筆目が米○○俵となっているところです。借り人は○○さんでござい
	ます。296番、貸し人が○○さん、神川中自治会の方でございます。申請地に
	つきましては神川字真手ケ山 4,610、地目が畑、地籍が 1,293 ㎡、貸し付けに
	関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日までで、小作料金が
	○○円、借り人は○○さんでございます。説明は以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、新規案件のみ受付番号287番と
	289 番について徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。まず287番ですが、この田んぼはことしの12月まで、
	別の方が、契約して借りていたのですけれども、体調不良ということで返納と
	いう話になりました。後任として○○さんと交渉したところ、了解を得て新規
	として契約したところです。○○さんは、まだ50代ですけども、ほかの田ん
	ぼ、畑を含めて、露地野菜を精力的に作っておられる方で問題ないと思います。
	それから、269番の田んぼですが、これは新規とはなっておりますけれども、
	今まで直接契約で耕作していた田んぼです。今回、高収益作物事業を応募した
	いということで、利用権設定を結んだところです。○○さんも露地野菜を含め
	て、耕作されておりますので、今まで問題はなかったので、今回も、大丈夫と
	いうふうに見ております。審議をお願いいたします。
○会長	事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号287番から296
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号287
	番から 296 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号287番か
	ら 296 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 297 番から 304 番について審議いたします。説明をお願
	いいたします。
○事務局長	はい。297番から302番については、貸し人が○○さん、神川上の方でござ
	います。申請地につきましてはお目通しをお願いします。6筆ございます。6
	筆合わせた面積が 4,972 m²でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年
	12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金につきましては全部で○○

	円となっております。借り人は○○さん、鹿屋市の方でございます。続いて
	303 番ですが、貸し人が○○さん、神川上自治会の方でございます。申請地に
	つきましては神川字大内滝 7,336-1、地目は畑、地積が 2,499 ㎡となってお
	ります。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和8年12月14
	日までで小作料金は○○円となっております。借り人は○○でございます。続
	いて304番ですけれども、貸し人が○○さん、神川中自治会の方でございます。
	申請地につきましては神川字西ケノ木、5,350-1。地目が畑、地積が2,089
	m ² 、貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、
	小作料金が○○円、借り人は○○でございます。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、継続案件のみでございますので委
	員の報告は省略させていただきます。質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 297 番から 304
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号297
	番から304番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号297番か
	ら304番については原案のとおり、許可することに決定しました。続いて議案
	第 35 号のうち受付番号 305 番から 314 番について審議いたします。説明をお
	願いいたします。
○事務局長	305 番ですけれども、貸し人が○○さん、神川中自治会の方でございます。
	申請地につきましては神川字原田 3,203-2、地目は田、地積が 1,186 ㎡でござ
	います。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14
	日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さん、神川上自治会の方でございま
	す。続いて306番、貸し人が○○さん、神川上自治会の方でございます。申請
	地につきましては神川字北鶴 2,666、地目は田、地積が 1,735 m ² 、貸し付けに
	関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金は〇
	○円、借り人は○○さんでございます。続いて307から308、貸し人は○○さ
	ん、神川中自治会の方でございます。申請地につきましては2筆ございますの
	でお目通し願いまして、2 筆合わせて地積が 1,659 ㎡となっております。貸し
	付けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料
	金は全部で○○円となっております。借り人は○○さんでございます。続いて
	309番、貸し人が○○さん、麓自治会の方でございます。申請地につきまして
	は馬場字下道浜添 1,262-2、地目は田、地積が 1,147 ㎡でございます。貸し付
	けに関しましては令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、小作料金
	は○○円となっており、借り人は○○さんでございます。続いて310番から
	311番ですが貸し人が○○さん、神川中自治会の方でございます。申請地につ
	きましては2筆ございますので、お目通し願いまして、2筆合わせて地積が

	1 FOI 2
	1,531 ㎡でございます。貸付に関しましては令和2年12月15日から令和3年
	12月14日まで、小作料金は○○円となっており、借り人は○○さんでござい
	ます。続いて312番、貸し人が○○さん、神川中自治会の方でございます。申
	請地につきましては神川字中尾4,742、地目は畑、地籍につきましては2,909
	㎡のうち 1,000 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月
	15 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さんと
	なっております。続いて313番、貸し人が○○さん、宿利原自治会の方でござ
	います。申請地につきましては神川字小長崎 5,013-1、地目は畑、地積が 7,192
	㎡、貸し付けに関しましては令和2年11月26日から令和4年12月14日まで、
	小作料金は○○円、借り人は○○さんでございます。続いて314番、貸し人が
	○○さん、六反田自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字八木
	田 508-1、地目は田、地積が 1,201 m ² 、貸し付けに関しましては令和 2 年 12
	月 15 日から令和 3 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円となっております。
	借り人は○○さん、神川新町の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、新規案件のみ、受付番号 313 番について徳永
	委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	はい。報告します。この畑は7, 192 m²になっておりますが、実質、山林を
	含めた地籍になっておりまして実質の耕作畑は4反ほどです。○○さんのご主
	人が亡くなられて1年ちょっとになるのですが、耕作していなくて荒れ地にな
	りかけておりましたが、近くで牛舎を持っておられる○○さんと話をしまし
	て、荒れ地をなくするという条件で使用貸借の契約をいたしました。期間は2
	年間ですけども、2年の間に本格的な耕作者を探しましょうという条件です。
	でも現在、牧草を播きましてですね、荒れ地が解消されている状況になってお
	ります。○○さんのほうは、牛舎のほか大工とかいろいろされております。親
	子3人でいろいろ耕作されておりますので問題ないと思います。以上です。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありました
	が、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号305番から314
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号305
	番から314番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号305番か
	ら314番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 315 番から 321 番について審議いたします。説明をお願
	いいたします。
○事務局長	はい、315番でございますが、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。
	申請地につきましては田代麓字白井草 2,564-3、地目が田で、地積が 1,479 m²

	となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7
	年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては、反当あたりで○○円というふう
	になっております。借り人は○○さん、岩崎自治会の方でございます。続いて
	21 ページに移っていただきまして、316 番から 318 番でございますが、貸し人
	は○○さんでございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通し
	願いまして、3筆で5,171 ㎡となっております。貸付に関しましては令和2年
	12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は反当当たり○○円という
	ことで、借り人は○○さんでございます。 続いて 319 番から 320 番でございま
	すが、貸し人が○○さん、麓自治会でございます。申請地につきましては2
	筆ございます。それぞれお目通しを願いまして、2 筆で 1,912 m²となっており
	ます。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日ま
	で、小作料金につきましては米を○○キロということでございます。借り人は
	○○でございます。続いて 321 番ですが、貸し人が○○さん、瀬戸山自治会の
	方でございます。申請地につきましては馬場字宮下 1,817、地目は田、地積が
	2,955 m²となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から
	令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となっております。借り人は○○
	さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので、委員の報告
	は省略させていただきます。質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号315番から321
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号315
	番から321番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号315番か
	ら321番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 322 番から 337 番について審議いたします。説明をお願
	いいたします。
○事務局長	はい 322 番から 328 番の説明をいたします。貸し人は○○さん、瀬戸口自治
	会の方でございます。申請地につきましては7筆ございますのでお目通し願い
	まして、7 筆合わせて 8,974 m でございます。貸し付けに関しましては令和 2
	年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円となっておりま
	す。借り人は○○さん、鹿屋市の方でございます。次のページに移っていただ
	きまして、329番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につ
	きましては田代川原字早瀬 941-3、地目が田、地積が 2,559 ㎡となっておりま
	す。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、
	小作料金については米○○俵となっております。借り人は○○さん、鳥渕自治
	会の方でございます。続いて330番、貸し人が○○さん、橋ノ口自治会の方で

ございます。申請地につきましては田代川原字楠ハエ 4,225-15、地目は畑、 地籍が 3,935 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和12年12月14日まで、小作料金につきましては○○円となってお ります。借り人は○○さん、昇陽自治会の方でございます。続いて331番、貸 し人が○○さん、厚ヶ瀨自治会の方でございます。申請地につきましては、馬 場字宮下 1,849-1、地目は田、地積が 1,877 ㎡となっております。貸し付け に関しましては令和2年12月1日から令和12年12月14日まで、小作料金に つきましては籾で○○俵と○○円となっております。借り人につきましては、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ でございます。続いて 332 番から 333 番ですけれども、貸し人が $\bigcirc\bigcirc$ さん、 南大隅町の方でございます。申請地につきましては2筆ございますのでお目通 し願いまして、2筆合わせて地積が1,317㎡、貸し付けに関しましては令和2 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては 1 筆目が ○○円、2筆目が、もち米で○○俵となっております。借り人は○○でござい ます。続いて334番ですが、貸し人が○○さん、塩屋自治会の方でございます。 申請地につきましては馬場字寺前ノ上 2,030-1、地目が田、地積が 1,500 m²と なっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和12年 12月14日まで、小作料金につきましては、米で○○俵、もち米で○○俵とな っております。借り人は○○さん、神川城自治会の方でございます。続いて 335 番、貸し人が○○さん、馬場自治会の方でございます。申請地につきまし ては田代麓字大根田 24-1、地目は田、地積が 1,924 ㎡、貸付に関しましては 令和2年12月15日から令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となって おります。借り人は○○さん、猪鹿倉自治会の方でございます。続いて336 番から337番、貸し人が○○さん、鹿児島市の方でございます。申請地につき ましては2筆ございますのでお目通し願います。2筆合わせて地積が5,787㎡ となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和5 年12月14日まで、小作料金につきましては、全部で○○円となっております。 借り人は○○さん、盤山自治会の方でございます。以上です。 ○会長 ただいま説明がありましたが、新規案件のみ、受付番号331番と333番につ いて寺田委員調査報告をお願いいたします。 報告申し上げます。借り人の○○さんですけれども、経営能力、土地の有効 ○寺田委員 利用等、全て見ても何ら問題ないものと考えますので、審議のほどよろしくお 願いします。 ○会長 続いて受付番号334番について内薗委員の報告をお願いいたします。 ○内薗委員 334 号の案件ですが、高収益作物時期作交付金に伴い、利用権設定を結んだ もので、貸し人と借り人との間で合意しておりますし、借り人の○○さんは認 定農業者でもあり、耕作地やその周りも綺麗にしており何ら問題ないと思いま す。審議のほどよろしくお願いします。 ○会長 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。

○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 322 番から 337
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号322
	番から337番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号322番か
	ら337番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 338 番から 366 番について審議いたします。説明をお願
	いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明をいたします3ページにわたって説明となりますので、皆
	さん注意深く資料を御覧いただきたいと思います。まず338番と339番でござ
	いますが、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきまして
	は2筆ございます。お目通しを願いまして2筆で4,143㎡でございます。貸し
	付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料
	金につきましては、全部で○○円となっております。借り人は○○さんでござ
	います。続いて 340 番から 343 番ですが、貸し人が○○さん、川南自治会の方
	でございます。申請地が4筆ございますのでお目通しをお願いいたしまして、
	4 筆合わせて地積が 7,189 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和
	2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が全部で○○円となっ
	ており、借り人は○○さんでございます。続いて 344 番から 346 番ですが、貸
	し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましては3筆ござい
	ますので、お目通しをお願いいたします。3 筆合わせて地積が 5,708 ㎡となっ
	ております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月
	14 日まで、小作料金につきましては全部で○○円となっており、借り人は○
	○さんでございます。続いて347番ですが、貸し人が○○さん、壱崎自治会の
	方でございます。申請地につきましては城元字道ナシ5,538-1、地目は畑、地
	積が3,985 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日
	から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。 はいて 248 乗から 250 乗ですが、 伐し人が〇〇さん 大阪庁のまでござ
	ます。続いて 348 番から 350 番ですが、貸し人が○○さん、大阪府の方でございます。申請地につきましては 3 筆ございますのでお目通しをお願いいたしま
	して、3 筆合わせた地積が 4,574 ㎡となっております。貸し付けに関しまして
	は令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は全部で〇〇円
	となっており、借り人は○○さんでございます。24 ページに移っていただき
	まして、351番から 353番ですが、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でござ
	います。申請地が3筆ございますのでお目通しをお願いいたしまして、3筆合
	かせた地籍が 7,407 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年
	12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金については全部で〇〇円と
	なっております。借り人は○○さんでございます。続いて 354 番から 356 番で
	- C T. / S. / U II / / C.

すが、貸し人が○○さん、川北自治会の方でございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通しをお願いします。3筆合わせた地積が7,363 mとなっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年	
	2
となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年	L
	:
12月14日まで、小作料金は全部で○○円、借り人は○○さんでございます。	
続いて 357 番から 358 番ですが、貸し人が○○さん、壱崎自治会の方でござレ	`
ます。申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願います。2筆合れ)
せた地積が 3,898 m²となっております。貸付に関しましては令和 2 年 12 月 1	5
日から令和7年12月14日まで、小作料金は○○円となっております。借り人	
は○○さんでございます。続いて359番、貸し人が○○さん、壱﨑自治会の力	ŕ
でございます。申請地が城元字原 5,579-1、地目は畑、地積が 2,931 ㎡となっ)
ております。貸付に関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14F	
まで、小作料金は○○円、借り人は○○さんです。続いて 360 番、貸し人が○)
○さん、壱﨑自治会の方です。申請地につきましては馬場字堀ノ内 5,740、地	1
目は畑、地積が 2,490 m²となっております。貸し付けに関しましては令和 2	
年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人は○○)
さんでございます。続いて 361 番、貸し人が○○さん、壱﨑自治会の方です。	,
申請地につきましては、城元字道ナシ 5,542、地目は畑、地積が 1,545 ㎡、貨	Ţ
し付けに関しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作	i
料金が〇〇円、借り人は〇〇さんでございます。続いて 362 番から 366 番です	-
が、貸し人が○○さん、川南自治会の方でございます。申請地につきましては	
5 筆ございますのでお目通し願います。5 筆合わせて 8,064 ㎡、貸し付けに関]
しましては令和2年12月1日から令和7年12月14日まで、小作料金は全部	3
で○○円、借り人は○○さんでございます。以上です。	
○会長 ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号338番から366番につい	`
て安水委員の報告をお願いいたします。	
○安水委員 はい。受付番号338号から366号までを報告いたします。借り人の○○さん	/
は、サツマイモ、キャベツ、ゴボウ、ネギなど、多くの作物を栽培されており	
ます。現在、雇用1名、研修生2名の4名で作業されており、農地はもちろん	,
のこと、農地の周りもきれいに管理されており、何ら問題はないと考えます。	
審議をよろしくお願いいたします。	
○会長 はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告があり	
ましたが、質疑はありませんか。	
○委員 無し	
○会長 質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 338 番から 366	
番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号338	
番から366番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。	_
番から 366 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。 ○委員 無し ○会長 異議なしと認めます。したがいまして議案第 35 号のうち受付番号 338 番が	

ら366番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第35号のうち受付番号367番から378番について審議いたします。説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは 367 番から 369 番でございますが、貸し人は○○さん、大久 保自治会の方でございます。申請地につきましては3筆ございますのでお目通 し願います。3 筆合わせまして地籍が 6,259 ㎡となっております。貸し付けに 関しましては令和2年12月15日から令和6年12月14日までとなっておりま す。小作料金についてもお目通し願います。借り人が○○さん、安水自治会の 方でございます。続いて370番、貸し人が○○さん、川北自治会の方でござい ます。申請地につきましては城元字牛道 4,741-1、地目は畑、地積が 3,602 m²、 貸付に関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 12 月 14 日まで、小作料 金が○○円、借り人は○○さんでございます。続いて371番、貸し人が○○さ ん、半下石自治会の方でございます。申請地につきましては馬場字深山ケ平 5,409、地目が田、地積が916㎡、貸付に関しましては令和2年12月15日か ら令和7年12月14日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さんでございま す。続いて372番から373番、貸し人が○○さん、中園自治会の方でございま す。申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願います。2筆合わせ て 2,030 ㎡となっており、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令 和7年12月14日まで、小作料金についてもお目通し願います。借り人は○○ さん、上之宇都自治会の方でございます。26ページに移りまして、374番、貸 し人が○○さん、川南自治会の方でございます。申請地につきましては城元字 浜射場 5,765-2、地目が畑、地積につきましては 4,303 ㎡のうち 2,903 ㎡とな っております。貸し付けに関しましては令和2年12月15日から令和4年12 月 14 日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さんでございます。 続いて 375 番、貸し人が○○さん、申請地につきましては城元字池ノ尾 4,612-2、地目が 畑、地積が 2,312 m²でございます。貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令和7年12月14日まで、小作料金は10アール当たり○○円というこ とでございます。借り人は○○さんとなっております。続いて376番、貸し人 が○○さん、肝付町の方です。申請地につきましては城元字牛道4,768-1、地 目は畑、地積が 2,548 m²、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 15 日から令 和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は 10 アール当たり $\bigcirc\bigcirc$ 円、借り人は $\bigcirc\bigcirc$ さ んとなっております。続いて377番、貸し人が○○さん。申請地につきまして は城元字斜木 4,597-4、地目が畑、地積が 6,627 m 、貸し付けに関しましては 令和2年12月14日から令和7年12月14日まで、小作料金は反あたり○○円、 借り人は○○さんとなっております。続いて378番、貸し人が○○さん。申請 地は城元字三角 4,698-1、地目は畑、地積が 1,415 ㎡、貸し付けに関しまして は令和2年12月14日から令和5年12月14日まで、小作料金は反あたり○○ 円となっており、借り人は○○さんでございます。以上です。

O	よか、よ※旧かりかりよい 砂体中性のフィッグ、よよのイチョッセル
○会長	ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので委員の報告は
O 4 P	省略をさせていただきますが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち、受付番号 367 番から 378
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号367
	番から 378 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○委員	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号367番か
	ら 378 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第
	35 号のうち受付番号 379 番から 380 番について審議いたしますが、農業委員
	会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため貸し
	人・借り人人の関係者である○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説
	明をお願いいたします。
○事務局長	説明をさせていただきます。379番と380番でございます。貸し人は○○さ
	ん、旭町自治会の方でございます。申請地につきましては1筆目が田代麓字中
	村上原 5,547-3、地目が畑、地積が 1,583 ㎡、2 筆目が馬場字芝山 481-1、地
	目は田、地籍が 1,078 ㎡、合わせて 2,661 ㎡となっております。貸し付けに関
	しましては令和2年12月1日から令和12年12月14日までとなっております。
	小作料金につきましては○○円と○○円と分かれております。借り人は○○さ
	ん、神川上の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	報告いたします。この二つの物件、土地は、現在○○ですね、ここと口頭契
	約で耕作しております。契約者は○○ですが、実質、○○さんが契約耕作され
	ております。今回、高収益作物事業に応募するということで、利用権設定を○
	○さんの個人名で契約すると。いう形になっている内容です。実質継続の感じ
	の物件です。○○さんは先ほども出ましたけれども、親子含めて、雇用者も含
	めてですね。作業されております。農地の管理も十分されておりますので、問
	題無いと思います。以上です。
○会長	ありがとうございました。ただいま、担当委員の説明がありましたが、質疑
	はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 379 番から 380
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号379
	番から 380 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号379番か
	ら 380 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで先ほど
	退席した○○委員の入室を認めます。続いて議案第35号のうち受付番号381

	番から383番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第31条の
	議事参与の制限により、公平な審議を行うため、貸し人、借り人の関係者であ
	る○○委員は退席をお願いいたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明をさせていただきます。381番ですが、貸し人は○○さん
	でございます。申請地につきましては神川字桑ノ迫 5,069、地目が畑、地積が
	2,934 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月14日から
	令和7年12月14日まで、小作料金が○○円、借り人は○○さんでございます。
	続いて 382 番から 383 番ですが、貸し人は○○さん、申請地につきましては 2
	筆ございます。同じ字でございますのでお目通し願いまして、2 筆で 2,000 ㎡
	となっております。貸し付けに関しましては令和2年12月14日から令和7
	年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で○○円となっております。借り人は○○
	さんでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、継続案件のみでございますので委員の報告は
	省力させていただきますが質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号381番から383
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号381
	番から383番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号381番か
	ら 383 番については原案のとおり決定しました。ここで退席していた○○委員
	の入室を認めます。続いて議案第35号のうち受付番号384番から405番まで
	を議題としますが、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限によ
	り、公平な審議を行うため貸し人・借り人の関係者である○○委員の退席をお
	願いします。それでは説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは説明をさせていただきます。まず384番ですが、貸し人が〇〇
	さん、申請地につきましては城元字三ノ迫 4,723-6、地目は畑、地積が 2,259
	m ² 、貸付が令和2年11月26日から令和5年12月14日まで、小作料金が〇〇
	円、借り人は○○さんでございます。今から説明する分について借り人は全て
	○○さんでございますので、借り人については省略させていただきます。続い
	て 385 から 386 ですが、貸し人が○○でございます。申請地が 2 筆ございます、
	お目通し願いまして、2 筆で 5,936 m²となっております。貸し付けに関しまし
	ては令和2年11月26日から令和5年12月14日まで、小作料金は全部で○○
	円となっております。続いて 387 番から 389 番ですが貸し人が○○さん、申請
	地につきましては3筆ございます。お目通しをお願いいたしまして、3筆合わ
	せて 8,251 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和 2 年 11 月 26
	日から令和5年12月14日まで、小作料金は全部で○○円となっております。
	続いて 390 番から 395 番ですけれども、貸し人が○○さんでございます。申請

	地につきましては6筆ございますのでお目通し願いまして、6筆合わせて、
	16,917 ㎡となっております。貸し付けに関しましては令和2年11月26日か
	ら令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金が全部で○○円となっております。28
	ページに移っていただきまして、396番から401番ですが、貸し人が○○さん、
	申請地が同じく6筆ございますのでお目通し願いまして、6筆合わせて10,327
	㎡となっております。貸付に関しましては令和2年12月1日から令和5年12
	月14日まで、小作料金が全部で○○円となっております。続いて402番、貸
	し人が〇〇さん、申請地につきましては城元字三ノ迫 4,696-3、地目は畑、地
	積が 2,415 ㎡、貸し付けに関しましては令和 2 年 12 月 1 日から令和 5 年 12
	月14日まで、小作料金は〇〇円でございます。続いて403番、貸し人が〇〇
	さん、申請地につきましては馬場字村ノ下 4,018、地目が畑、地積が 3,550 ㎡
	となっております。貸し付けに関しましては令和2年11月26日から令和5
	年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円となっております。続いて 404 番から
	405番ですが、貸し人が○○さんでございます。申請地につきましては2筆ご
	ざいます。お目通し願いまして2筆で4,817 ㎡となっております。貸し付けに
	関しましては令和2年12月1日から令和5年12月14日まで、小作料金は全
	部で○○円となっております。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、担当の畠中推進の報告をお願いいたします。
○畠中推進	384 から 405 まで報告します。○○さんは、主に生大根・甘藷等を作付けさ
委員	れており、農地の利用状況もよく、また意欲・能力もありますので、よろしく
	お願いします。
○会長	ただいま、事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが、質疑はありま
	せんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第35号のうち受付番号384番から405
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号384
	番から405番については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号384番か
	ら 405 番については原案のとおり決定しました。ここで先ほど退席した○○委
	員の入室を認めます。続いて議案第35号のうち受付番号406番から413番に
	ついて審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	それでは説明をいたします。今から説明する借り人は公社でございますの
	で、借り人の説明は省きます。406番から407番ですが、貸し人が○○さん、
	申請地につきましては2筆ございますのでお目通し願います。2筆合わせて
	1,953 ㎡でございます。貸し付けに関しましては令和2年12月31日から令和
	12年12月30日まで、小作料金についてもお目通しを願います。続いて29ペ
	ージに入りまして、408番から410番、貸し人が○○さんでございます。申請

	地につきましてはお目通し願いまして、3 筆合わせて 2,022 ㎡、貸付に関しま
	しては令和2年12月31日から令和12年12月30日まで、小作料金は○○円
	となっております。続いて 411 番、貸し人が○○さん、申請地につきましては
	城元字集 1,375-1、地目は田、地積が 719 ㎡、貸し付けに関しましては令和 2
	年 12 月 31 日から令和 12 年 12 月 30 日まで、小作料金は○○円となっており
	ます。続いて412番、貸し人が○○さん、申請地につきましては田代麓字中村
	上原 5,543-1、地目が畑、地籍が 4,711 ㎡で、貸付が令和 2 年 12 月 31 日から
	令和7年12月30日まで、小作料金が○○円となっております。最後に413
	番、貸し人が○○さん、申請地は田代麓字坂元 2,938、地目は田、地積が 1,636
	m ² 、貸し付けが令和2年12月31日から令和7年12月30日まで、小作料金は
	米で○○キロとなっております。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第 35 号のうち受付番号 406 番から 413
	番について採決いたします。お諮りします。議案第35号のうち受付番号406
	番から 413 番については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第35号のうち受付番号406番か
	ら 413 番については原案のとおり決定しました。ここで非農地証明願ですが、
	しばらく休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長	休憩前に引き続きまして、議案第36号「農地証明願について」を審議いた
	します。説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。資料は31ページを御覧いただきたいと思います。まず受付番号7番
	ですが、申請日は今年の11月13日でございます。申請人は○○さん、指宿市
	の方でございます。申請に係る土地は神川字野首 1,564-4、台帳地目が畑、現
	況が原野、地積が 432 m²となっております。続いて8番ですが、申請日は同日
	でございます。申請人につきましては○○さん、大橋下自治会の方でございま
	す。土地につきましては神川字野首 1,564-5、台帳地目は畑、現況は原野とな
	っております。地積につきましては 1,178 ㎡ということで、32 ページを御覧
	いただきたいと思います。ここが「すずしろの里」から先のほうへ行ったとこ
	ろ、大体の場所ですね、最初 1,564-4 の○○さんのほうの申請があったのです
	が、同日で隣の○○さんも、非農地証明を出していただきたいということで、
	2筆同時に受け付けたところでございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。すいません本釜委員の
	報告をお願いいたします。7号・8号を報告いたします。11月20日に事務局

	と現地調査をいたしました。局長が今言われたとおりなのですが、背丈が高い
	で 現地調査をいたしよした。 同及がするりないとおりないですが、自文が高いに 竹等が生い茂っており、農地に戻すには困難と思われます。非農地と認めざる
	「「寺が生い及うくねり、展地に戻りには凶難と心われまり。 弁展地と心のとる をえないかと思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
<u></u>	
○会長	ただいま事務局の説明と調査報告ありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	畑が両隣にあるのですが。畑と畑の間に挟まっているっていう感じですか。
○折久木書記	そうです
○鈴委員	竹は畑に侵入している状況ではないですか
○事務局長	今のところ侵入はしていません両側もしっかり農地として管理をされてい
	るところなので、油断したらもう1年したら多分入ってくると思います。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第36号について採決をいたします。お
	諮りします。議案第36号については原案のとおり決定することに異議ありま
	せんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第36号については原案のとおり
	決定しました。次に議案第37号「地積調査に伴う農地地目変更の協議につい
	て」を審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、具体的なのは折久木のほう説明してもらいますが、34ページが、地
	籍の担当から農業委員会あてに来た公文書でございます。内容といたしまして
	は半分より下のほうに書いてございますが、大字田代麓の一部、平山・内ノ牧
	について、農地から農地外への地目変更分が 788 件、191 計画区で 667 件、192
	計画区で 121 件というふうに来ております。そして、農地外から農地へ地目変
	更分が 12 件、191 計画区で 2 件、192 計画区で 10 件と。いうふうに公文がき
	ております。詳しくはまた折久木のほうで説明します。
○折久木書	地籍係のほうから地番の一覧表が届いていますので、そちらのほうを地図と
記	一緒に回しますので、5分間程度委員さんのほうで回覧をしてください。
○会長	議事を再開いたしますが、地図などを御覧になったと思いますが、その上で
	質疑を認めます。何か質疑ありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第37号について採決いたします。お諮
	りします。議案第37号については原案のとおり決定することに異議ありませ
	んか。
 ○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第37号については原案のとおり
	決定しました。以上で令和2年度11月錦江町農業委員会定例総会の付議事項
	の協議を終了いたします。
○事務局長	はい。ありがとうございました。姿勢を正してください。

一同、礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者